

循環第 225 号

令和2年(2020年)4月24日

一般社団法人 佐賀県産業資源循環協会 会長 様

佐賀県循環型社会推進課長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大に関し佐賀県行政書士会

・行政書士が行える支援について(通知)

日頃から、循環型社会の形成等の推進に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、表記の件について、総務省自治行政局行政課及び県行政書士会から別紙のとおりお知らせがありましたので通知します。

循環型社会推進課 3R 推進担当

TEL : 0952-25-7078



総行行第 98 号
令和 2 年 4 月 8 日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊 殿

総務省自治行政局行政課長



新型コロナウイルス感染症に係る協力依頼について

新型コロナウイルス感染症に関して、貴会におかれましては、すでに研修会などの各種イベントの開催中止や、事務局職員の時差出勤など、感染拡大防止に向けて適切に対応していただいているものと承知しております。

新型コロナウイルス感染症が急速に拡大する中、地方公共団体においては、住民に対する支援策等の行政手続について、役所内の窓口に住民を集中させないことに留意しつつ、行政手続の受付を迅速かつ円滑に処理していくことが求められる一方で、住民が的確な支援策等を受けるために各種行政手続に関する相談体制を拡充させる必要があります。そのためには、住民が行政手続を行う際に、様々な行政手続に精通した行政書士が必要書類の作成や各種行政手続に関する相談によるサポートを行っていただくことが重要です。

貴会におかれましては、更なる感染拡大の防止に留意しつつ、地方公共団体から支援要請があった場合に迅速な対応ができるよう各都道府県の行政書士会に支援を要請するなど、支援体制を確保し、地方公共団体の事務の実施に協力していただくようお願いいたします。

総行行第 98 号
令和 2 年 4 月 8 日

各都道府県
行政書士関係担当部（局）長 殿

総務省自治行政局行政課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症に係る行政書士の活用について

当省では今回の新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を受け、日本行政書士会連合会に対して、更なる感染拡大の防止に留意しつつ、地方公共団体から支援の要請があった場合に迅速に必要な対応をとるよう協力を依頼したところです。

日本行政書士連合会から、別添のとおり各種給付申請手続に関する無料電話相談によるサポートなど、同会として支援していく旨の連絡がありましたので、貴都道府県内の市区町村に対してその旨周知をいただくとともに、積極的に活用いただきますようお願い申し上げます。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本件について情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

令和2年4月17日

各位

佐賀県行政書士会
会長 赤司久人

新型コロナウイルス感染症拡大に関し
佐賀県行政書士会・行政書士が行える支援について

行政書士は、「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて国民の利便に資すること」という行政書士法の目的規定に基づき、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成を中心的な専門業務としています。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、佐賀県行政書士会及びその会員は、以下のとおり佐賀県や県内市町の事務の実施や、中小企業等支援に関する連携の覚書を締結している日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）が行う融資等に関して、行政機関及び県民の皆様の支援をさせていただきます。

1. 県民等に対する支援

- ・許認可等の有効期限が延長となっている場合の周知、手続における書類作成及び申請代理
- ・日本に在住する外国人の在留期間が延長となっている場合の周知、更新や変更手続における書類作成及び申請取次
- ・生活支援に関する助成金・補助金申請の代理や支援、申請に伴う権利義務又は事実証明に関する書類の作成 等

2. 事業者に対する支援

- ・経済産業省等が実施している支援内容についての整理と紹介
- ・信用保証（制度融資を含む）を受けるための事業者へのサポート
- ・新型コロナウイルス感染症対策の各種融資申し込みについての書類取りまとめ等のサポート

※特に日本公庫と佐賀県行政書士会とがかねて連携していることから、事業者が速やかに融資を受けられるよう、日本公庫との橋渡しを行います。（例：新型コロナウイルス感染症特別貸付等の御案内。）

- ・生産性革命推進事業における補助金申請の書類作成等のサポート等

3. 行政に対する支援

- ・現在、政府において検討されている新型コロナウイルス感染拡大によるすべての国民への現金給付やフリーランスを含む個人事業主への現金給付政策等に関する申請窓口が地方公共団体になった場合その他の給付申請手続等において、無料電話相談等によるサポートを行い、行政機関の窓口の混雑緩和や更なる感染の拡大防止に寄与するとともに、円滑な事務の実施を支援します。



別紙 1

令和 2 年 4 月 1 5 日

日本行政書士会連合会 御中

佐賀県行政書士会

無料相談窓口設置 実施計画書

相談窓口 (電話番号)	佐賀県行政書士会事務局 0952-36-6051
実施期間	令和 2 年 4 月 2 3 日～令和 2 年 5 月末日まで
受付時間	毎週木曜日 10:00～12:00
対応人員	人数：1 日当たり 2 名で担当 対応者名：別紙のとおり
その他	当面、相談者は事業者に限る

送付先 gyoumu3@staff.gyosei.or.jp
(事務局業務課三係 担当：酒井、富樫、石井)

別紙 2

令和 2 年 4 月 1 5 日

日本行政書士会連合会 御中

佐賀県行政書士会

無料相談窓口設置 対応人員報告書

日時	対応者 (名前)	相談実績数
4 月 23 日 (木)	徳永 浩	
	多久島加代子	
4 月 30 日 (木)	田口訓之	
	岡 武司	
5 月 7 日 (木)	徳永 浩	
	山口雅和	
5 月 14 日 (木)	赤司久人	
	山崎かれん	
5 月 21 日 (木)	熊本郁夫	
	豊福 崇	
5 月 28 日 (木)	吉田 修	
	長尾隆弘	
以後の対応については未定		
上記以外、対応可能人員		
福島幸典	江口周平	
溝上武史	平野 実	
塚本大助		